省令

○総務省令第六十二号

海上交通安全法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五十三号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十三条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十三日　総務大臣　武田　良太

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）
第五十四条　法第百四十三条の総務省令で定める範囲は次のとおりとする。
一　水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲
<table>
<tr><td>航行する船舶の総トン数
海域</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第四十条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
［二　略］
［２　略］</td>
<td>（水底線路の敷設等による航行禁止の範囲）
第五十四条　［同上］
一　水底線路の敷設又は修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げているものから海域及び航行する船舶の総トン数に応じて、それぞれ次の表に定める距離の範囲
<table>
<tr><td>［同上］
［同上］</td><td>［同上］</td><td>［同上］</td></tr>
<tr><td>一　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第一項に規定する航路及び同法第三十六条第一項第一号に規定する航路の周辺の海域</td><td>［同上］</td><td>［同上］</td></tr>
<tr><td>［同上］</td><td>［同上］</td><td>［同上］</td></tr>
</table>
［二　同上］
［２　同上］</td></tr>
</table>

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒薬 有機薬品及びその製剤 一～四の一　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒薬 有機薬品及びその製剤 一～四の一　（略）
四の二　（略）	四の二　二―（四′―三級ブチル―二′・六′―ジメチル―三′―ヒドロキシベンジル）―二―イミダゾリン（別名オキシメタゾリン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、二―（四′―三級ブチル―二′・六′―ジメチル―三′―ヒドロキシベンジル）―二―イミダゾリンとして〇・〇五％以下を含有する外用剤を除く。
四の三　七―（四・七―ジアザスピロ［二・五］オクタン―七―イル）―二―（二・八―ジメチルイミダゾ［一・二―b］ピリダジン―六―イル）―四Ｈ―ピリド［一・二―a］ピリミジン―四―オン（別名リスジプラム）及びその製	（新設）